

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正について
藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）5月22日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市民病院診療費等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1長期収載品選定療養費（長期収載品の処方等又は調剤について患者から徴収する使用料をいう。）の項金額の欄中「4分の1」を「2分の1」に改め、同項備考の欄第2号中「第7条の2」を「第7条の2第1号」に、「同条」を「同号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市民病院診療費等に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の長期収載品の処方等又は調剤について適用し、同日前の長期収載品の処方等又は調剤については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等の一部が改正されたことに伴い、後発医薬品のある先発医薬品の処方等又は調剤に係る選定療養費の額を改定することから、所要の改正をする必要による。